

都市計画道路大西大通り線に関する近隣住民説明会に係る質疑応答について

令和7年4月18日(金),19日(土),20日(日)に計5回実施しました、「都市計画道路大西大通り線に関する近隣住民説明会」における質疑応答の主な内容は次のとおりです。

- ・ 会場:緑区合同庁舎4階 集団指導室
- ・ 内容:新たな組織体制、事業概要、事業の最近の動きと今後の予定、道路区域決定による土地の制限、都市計画事業の認可、用地測量及び補償調査、用地補償、移転先の確保に向けた支援、戸別訪問

- ・ 参加人数等:

日程	時間	参加人数	質問者数
4/18(金)	18:30~20:25	35人	5人
4/19(土)	10:00~11:20	24人	8人
	13:30~15:30	19人	8人
4/20(日)	10:00~11:45	35人	7人
	13:30~14:20	17人	2人
合計		130人	30人

【質疑応答】

()は参加者からの質問、→は市の説明

4/18(金)

(1) 市による道路区域決定は第一工区・後続工区の全体で行われており、事業認可と同様の土地の制限がかかっている。事業認可がどうなるかに関わらず、地権者は事業期間である20年間、制限を受けることになるが、その説明を受けていない。

→ 2025(令和7)年1月に開催した全5回の説明会において、道路区域決定による土地利用の制限について、資料を用いて説明を行った。2025(令和7)年3月の市議会で路線の認定について議決いただいたのち、4月11日付で道路区域決定の告示を行っている。

(2) 事業認可が取得できなくても、事業を進めていくのか。

→ 事業認可を取得した上で進めていきたい。

(3) 測量に反対したらどうなるのか。

→ 測量は御協力をいただいた中で実施させていただくため、測量をお断りされた方に対し強引に行うことはない。

(4) 高齢者であり移転先がない。代替地もなく、どうすれば良いのか。

→ 移転場所、移転のタイミングについて、御要望を丁寧にお伺いしながら、今後の対応

をお話させていただきたい。代替地については、不動産関係団体と協議をしており、市として不動産情報を掴み、情報提供できるような取組を検討している。

(5) 説明会を何度やっても高齢者は来れない。職員が家に来て話し合うなど、やり方を考えてほしい。

→ 新しい組織のもと、皆様のもとにお伺いする体制を整え始めたところである。一人一人の声、不安、要望等をお伺いしていきたい。

(6) 過去の資料では、リニア駅の函体が支障となって高い建物が建てられないと記載があったが、今回の資料では、高い建物を建てないといった市の意向があったような記載に変更しているがなぜか。

→ リニア駅の函体について、建物の荷重に耐えられる構造を設計すれば、建物を建てられるということは確認ができています。しかしながら、2016(平成28)年の広域交流拠点整備計画の検討時において、駅の構造を変えてまで建物を建てるのではなく、区画整理事業区域内に必要な交通広場、緑地など、建物を建てない機能を配置することが効果的と判断した。

最終的に、交通管理者等との協議の中で、高度利用を図れる土地や接道が可能な土地を広く確保することが可能となるようリニア駅上部に道路を配置する判断をした。

(7) 土地区画整理事業地内の道路を造る検討をする際、国道16号から西側で100人以上の地権者に影響出ると分かっていたはずだが、素案の段階で、道路に当たる住民の声を聞いた上で計画を進める必要があると考えた職員はいなかったのか。

→ 影響について想定できたではないかという御意見はおっしゃるとおりであるが、当時そういった議論があったという確認はできていない状況である。こうした経過を踏まえ、皆様の御負担、御心配を解消していけるよう全力を注いでいきたいと考えている。

(8) 土地利用の高度化について、都市機能の集積を図ると言いながら京王線の移設計画も未定であり、降りたくなる、住んでみたくなるまちづくりの計画の説明もないままいい加減な説明で住民を動かすのはおかしい。

→ まちづくりの絵姿や交通管理者との協議など、説明が足りていない部分は御説明していきたいと考えている。

(9) 市長定例会見(2月10日)にて、市長は「これまで職員が市民の皆さんに寄り添って説明をしてきて、賛成の方も少し出てきた」と発言したようだが、何をもって寄り添っていると判断したのか。

→ 2023(令和5)年3月の都市計画決定から約2年間、多くの厳しい御指摘をいただいていた中で、1月に実施した説明会の中で、少数ながらも、事業が必要だという発言をいただいた。また、用地測量、補償調査について、説明会の場で説明してほしいという御意見が出てきた。こうした内容を市長にお伝えした中で、発言をされたものと認識している。

- (10) 「寄り添っている」というのは住民から言う言葉であり、市から「寄り添っている」と言うのは、アンケートの結果などが無い限り言ってはいけない言葉である。市長に伝えてほしい。
- 市長にお伝えする。市からの説明が十分だとは思っていないため、戸別にお伺いし、皆様の気持ちをお伺いしていきたい。大西大通り新設に反対する会の皆様とも引き続きお話しさせていただきたい。
- (11) 個人がどれだけの損失を受けているか考えているか。時間、人生、お金の損失が発生している。儲かる話ではない。
- 御指摘を受け止め、丁寧に対応していきたい。
- (12) 話の進め方として、「道路を造ること」ではなく、「まちづくり」を前面に出すべきではないか。まちづくりの進行状況を踏まえて、その一環で道路を造りたいと話をするべきである。道路もまちづくりの一つであり、リニアからの乗り入れなど、とても興味のある話である。
- 土地区画整理事業にかかる事業認可申請は、施行予定者であるUR都市機構が2024(令和6)年12月に申請しており、現在国において審査中である。市としては、民間開発などが入る際の土地利用の誘導方針として、リニア駅周辺まちづくりガイドラインを2023(令和5)年11月に策定し、まちづくりのイメージをゾーン分けした。今後、もう少し細かいものを定めていきたい。
- (13) 中途半端なまちづくりの計画の中で、移転しなければいけないことが苦痛である。まちがこんなに良くなるといったプランがあるなら仕方ないが、今決まっているのはリニアができることだけであり、その中でいくら説明を受けても納得できない。
- まちのイメージが分かりづらく申し訳ない。様々な場所でそのような御指摘をうけており、どういった形でお見せできるかを検討している。お示しできる具体的な時期はお伝えできないが、お時間をいただき、段階的に作っていきたいと思っている。
- (14) 西橋本2丁目交差点の形状について、旧道と新道で鋭角になる点、工区分けにより渋滞が発生する点をよく考えてほしい。移転を伴わない、市道大西の拡幅についても検討してもらいたい。
- 形状、安全性について検討していく。道路の位置には都市計画決定をして取り組んでいくこととしたため、御理解をいただけるよう引き続き説明していく。

4/19(土)

- (15) 住んでいる土地に区分地上権が設定されているが、用地補償への影響はあるか。また、区分地上権設定のない土地よりも価格は下がるのか。(19日 AM)
- 土地の評価は区分地上権が設定されていることを踏まえて評価することになるが、価格にどのように反映されるかは評価を試みないとわからない。

- (16) リニア拠点整備事務所はどこにあるのか。
→ 市役所の本庁舎にある。対話をして事業を進めたいという立ち上げの思いを踏まえ、いずれは皆様により近い場所で、対応していきたい。
- (17) 戸別訪問や補償など、具体的で一步進んだ説明であった。今日のような説明会は最初に行うべき。道路を造るに当たっては、地権者を一番に考えるべきである
→ 2022(令和4)年6月に線形を説明した時から、地権者の皆様にこうした説明をすべきであったという御指摘には反省している。今頃かという御指摘はあるが、地権者の皆様を最優先に考え、丁寧に対応させていただく。
- (18) 後続工区の事業認可申請は、第一工区の進捗状況に応じてとのことだが、具体的にどのような状況を踏まえて決めるのか。また、後続工区の整備完了目安は何年か。
→ 第一工区の整備に着手し、完成が見込めた後に申請するというのが今のお答えになる。第一工区は、整備に8年程度を見込んでおり、後続工区は、第一工区よりも道路の延長が長いことから、整備には10年程度かかると想定している。
- (19) リニアの見通しが立ってから道路の計画を立てればよいのではないか。
→ 橋本駅南口のまちづくりについて、2024(令和6)年12月に区画整理事業の認可申請を行い、国による審査中である。2035(令和17)年度に事業が完了する計画で申請しており、工事終了を2033(令和15)年頃としている。2033(令和15)年頃までにはインフラが整い、宅地の造成が完了し、一部が開発されている状況を想定しており、京王線の移設も同時期に整える計画としている。リニアの開業時期はJR東海も明言していないが、市としてはまちづくりを進め、リニアの開業を待ち受ける考えである。
- (20) 土地収用法について、わかりやすく説明してほしい。
→ 今後事業認可を申請し、県から認可を受けてからの話にはなるが、市の公共事業に必要な土地を、法的に強制的な形で取得することができる制度である。権利者の意向を超えた手続きであり、慎重な判断が必要である。相模原市で実施した例はない。制度として紹介はしたが、制度ありきで進めるつもりはなく、御理解をいただき進めていきたい。
- (21) 後続工区の橋本相原線の区域変更について、以前の説明より道路が広がったように見えるが、変更があるか
→ 大西大通り線から橋本相原線へは直角に接続する。相模原インターチェンジ方面からは左折専用レーン、橋本五差路方面からは右折専用レーンを造る予定で、以前の資料とも同様の内容となっている。
- (22) 住民の意見はリニア拠点整備事務所で聞くとのことだが、リニアまちづくり課とはどのようにやりとりし、反映するのか
→ 同じ部長のもと、課題・意見を共有しながら事業を進めていく。連携できる体制を構

築したと思っているため、組織が分かれたことに対する心配がないよう進めたい。

(23) 勝手に土地を探して移転してくださいというのはおかしい。不動産業界任せにしない計画を検討してほしい。移転しない考えが基本だが、近くであれば納得するかもしれない。

→ 自ら移転することが負担という声を受け、まずは不動産関係団体との連携を考えた。意見を重く受け止め、前例にとらわれない様々な方策を考えたい。

(24) 高齢者の母、子どもがおり、駅からの近さなど時間的な制約を考えた上で家を購入している。こうした内容を踏まえた上で、移転先を示してほしい

→ 今の土地に住んでいる経緯など、皆様の事情を踏まえた上で、検討いただけるよう情報を提供したい。本日の意見を受け、改めて様々な方策を検討していきたい。

(25) 移転先となる用地を確保してから事業を始めるのが大前提ではないのか。不動産業界と協議をしているでは話にならない。病院、学校、通勤など、生活の全てを変えなければならないということを考えてほしい。

→ 大きな生活環境の変化を与えず、皆様のライフスタイルを考慮し、提案できる仕組みを検討していきたい。

(26) 事業認可が近づいているというのは脅しに聞こえる。事業を白紙に戻してほしい。強引に進めるのであれば、一人一人に寄り添った土地の提供を真摯に受け止めてほしい

→ 市にとって大事なまちづくりであり、白紙に戻すとは言えないが、御意見を真摯に受け止め、全力で取り組んでいく。

(27) 橋本のまちづくりについて、また失敗だと思っている。事業の白紙撤回は困難かもしれないが、どういったものが駅前には必要なのかを考えてほしい。

→ まちづくりの絵は、2023(令和5)年11月にガイドラインを作ってから、関係者と協議をしており、進展しているまちづくりの絵はない。どういったまちになったら賑わいの創出になり、人々が関わっていけるか、橋本駅北口を含め、住む人や営む人と連携していきたい。

(28) 今後、説明会の予定はあるか。

→ 今回の説明会は日曜で終了するが、説明会の情報も共有できていない地権者もいると思っているため、戸別訪問を始めていく。説明会は事業の節目で必要と思っているため、戸別訪問と説明会の両輪で進めていく。

(29) リニア駅の函体の上に道路を乗せ、土地を高度利用する件について、再度説明してほしい。

→ 2016(平成28)年の広域交流拠点整備計画の策定に当たって、リニア駅の函体の上部は耐荷重が必要な高度利用ではなく、緑と憩いの軸や交通広場といった利用を想定していた。その後の検討の中で、リニア駅の函体の上部に道路を重ねることが可

能となった。限られた駅前土地が広く接道できることで、高度利用が図れる土地を広く確保することが可能となるため、道路を配置することとした。

(30) 路線の認定がされたことで、事業認可を神奈川県に申請できる状態になったということか。

→ 道路法に基づく路線の認定と道路区域決定は、事業認可とは別物であり、手続きの手順として繋がっているものではない。

(31) 何の法令に基づいて測量ができるのか。通常は知事の事業認可を得て、工事の詳しい説明会を行い、その後に測量となるはずである。東京都は法令に基づいた説明を行っている。市の説明は納得ができないので、別途説明会を開いてほしい。

→ 測量は、地権者の了解を得ないと行えないというのが大前提である。法令に明記はされていないが、市では道路法の準備行為として、事業認可前に測量及び補償調査を行っている事例があり、他都市でも行っている。説明会を、この件のみで行うことは難しいため、東京都の取組を確認した上で、個別に御説明させていただきたい。

(32) 移転するか否か悩んでいる人がいる中で、移転を考えている人もいると思う。市の関与が困難な気持ちもわかるが、関係団体から土地を出していただけるよう検討してもらいたい

→ 行政ができないこともあると思うが、前例にとらわれず検討をしていきたい。

(33) 全体での説明会はこのあたりで良いと感じており、代替地の話など、それぞれ事情があるため、個別に折衝していただく方が良いと考える

→ 戸別訪問は、事情を確認できる良い手法だと考えている。説明会は節目での実施は必要と思っているため、両輪で行いつつ、他の周知方法も含めて検討したい。

(34) 土地区画整理事業地内の道路の位置を北側に移動した理由がわからない。移動により国道16号から西側の道路が住宅にかかることは分かったはずである

→ 土地について接道できる面積と、活用できる面積が増えている。線形を決めた大きな要因は駅前の道路配置を決めたこと。線形を決めた当時の会議録を確認したが、西側の線形についてのやり取りを確認できなかった。

(35) 後続工区の整備完了はいつになるか。

→ 第一工区は、用地の交渉から工事完了まで8年程度を見込んでいる。後続工区の延長を考えると、第一工区以上の、10年程度を見込んでいるが、第一工区が完成してから進めるのか、工事に着手して完了の見込みがいつから進めるのかは決まっていない。先行した売却の相談は対応可能である。

(36) 戸別訪問はいつから行うのか。また、個人情報や玄関口で話したくないが、場所は設けてもらえるか。

→ 準備をしているところであり、遅くとも連休明け以降、順次、訪問させていただきたいと考えている。場所は、御自宅の他、緑区役所、本庁舎の会議室の確保も可能である。

る。

(37) 事業に納得ができず大反対である。質問にも答えられず、勉強不足などありえない。どうして地権者の気持ちを考えてくれないのか。

→ 各質問にしっかり対応できるようにしていきたい。戸別訪問のほか、説明会も要所で行ってきたい。

(38) 都市計画審議会に都市計画法違反に関する諮問は行ったか。

→ 都市計画審議会では都市計画法に違反するかどうかの諮問はしていない。事業の妥当性を諮問している。都市計画審議会、都市計画手続きは正当な手続きを踏んでいる。事業の公共性を審議していただき、住民への丁寧な対応を付帯意見とした中で答申を得た。都市計画法に逸脱しているのであれば都市計画決定できていない。そのため、法令違反という認識はない。

(39) 道路の構想の話せず、リニアの区分地上権の契約をさせたことは、信頼保護の原則に違反する。

→ 線形を示すまでに時間を要した。皆様に御説明するタイミング、内容を確認した上で説明を行っている。

(40) 何度も説明会に出席しているが、全然進展がない。市が何度説明会を開いても我々の意見は変わらない。

→ まちづくりに道路が必要だという思いは変わらない。心配な点などを伺い、多くの方の御理解をいただけるよう、これからも努めていく。

(41) 事業を推し進めるのはやめてほしい。対話ができるまちづくりを目指して欲しい。

→ まちづくりは50年100年先を見据えて、という話をしているところ。今後も丁寧に説明、戸別訪問をしながら進めていきたい。

(42) 事業認可について、県には申請をしているのか。以前申請すると言っていたが、申請に至っていないと聞き、また申請を行うと言っている。

→ 2024(令和6)年5月時点では、同年夏頃に事業認可申請予定と話していたが、県との調整等により遅れている状況。事業認可を取りやめたということではなく、ずっと目指している。

(43) 事業認可はどうなったらおりののか

→ 都市計画法の事業認可であり、ここまで進んだら申請できる、認可できる、といった基準はない。

(44) 住むところがないと生きていけない。代替地があればいいが、あるという確信があるのか。

→ 具体的には不動産関係団体と調整中だが、御案内できるものを全力で調整したい。

4/20(日)

(45) 説明会のお知らせには「代替地対策」「用地測量」「補償調査」「土地利用の制限」の4つの話をするを書いてあるのだから、4点のみにしたら良いではないか。

→ 今回の説明会の趣旨としては、新たな組織体制のほか、代替地対策、戸別訪問の取組の説明である。併せて、補償調査の中身を説明してほしいという意見もいただいていたため、説明させていただいた。加えて、事業の概要や事業認可の考え方についても、皆様のお時間をいただいている機会を生かし、御説明させていただいた。

(46) 事業概要の説明は同じことを繰り返しているだけで、反対の意見が全く網羅されていないのはなぜか。

→ いろいろな反対の意見をいただいていることは承知しているが、市としては事業を進めたいという思いは変わらない。御不明な点等があれば、説明を行わないといけない。資料の中で言葉が足りないという点については資料の修正を行っている。

(47) 測量・補償調査は、国土交通省で決められている基準があるのだから、説明会で説明するのではなく、戸別訪問で行えばよい。

→ 補償内容等は、各々状況が異なるため、戸別訪問で丁寧に対応していきたい。基本的な考え方については、全体の会の中でお話させていただきたく、説明内容としている。

(48) JR東海は、最初から都市計画がなされていればリニア駅の函体の上に高い建物を建てることのできたと言っている。また、JR東海は、市と当初から駅前の整備計画をしっかりとやってこなかったと言っていた。録音もある。令和7年4月3日の質問会でこの件を問うと、市は「内容が間違っていました」と答えた。大事な資料が間違っている、これが丁寧な説明なのか。

→ 「リニア駅の函体が支障となって」という部分について、言葉が足りなかったので修正させていただいた。JR東海との事前調整については、2016(平成28)年に広域交流拠点整備計画を策定する前段で、JR東海の方も入っている、橋本地域のまちづくりを検討する会議があった。会議では、リニア駅上部は高度利用するのではなく、緑地や交通広場を配置する計画で話をした。元々計画がなかったのではなく、高度利用をしない計画を会議の中でしている。

(49) 新しい家や土地を購入する際、元手がない場合もあると思うが、市から支払われる予定の概算額の状態の家や土地を購入できるのかが心配である。市が間に入るなどのサポートがあるのか。

→ 移転先は、個々の地権者の方の希望する場所や移転時期、価格帯を含めて伺った上で、適地となる場所の提示をできる仕組みを不動産関係団体と構築したいと考えている。また、この手法のみならず、前例にとられない様々な検討をしていきたい。概算額を提示する理由として、確定金額を提示してしまうと、税控除の制度上6か月以内に契約をしなければならないため、概算額を提示させていただくこととしている。

- (50) 補償金に対する税金の控除について、土地代金は控除の対象にならないのか。
→ 土地建物を含めた補償金に対して、税の控除を適用できる。
- (51) 契約に際し、地権者が高齢者等の場合、委任があれば代理人が対応しても問題ないか。また、委任状について、市の指定はあるか。
→ 基本的には、地権者本人の同席をお願いしているが、契約の前段階においては、委任を受けた方とお話することは可能である。契約の際には御相談させていただくことになる。なお、委任状の書式は現在、特段の指定はない。
- (52) 土地建物の売買をする際、市への届出が必要とのことだが、現在は制限がなく、事業認可がおりたあとに制限がかかるということでしょうか
→ そのとおりである。
- (53) 測量について、第一工区はどの程度進んでいるのか。また実施に当たり、意向確認はあるのか。
→ 第一工区の測量の進捗状況は、約60区画のうち30区画程度行わせていただいた。実施の際には、事前に意向確認を行わせていただく。
- (54) 測量について、隣地の方が境界立会に反対される場合はどうなるのか。また、リニアの区分地上権設定の際に一度測量しているが、その結果を使用することはできないのか。
→ 境界立会は、原則お願いすることになる。同日でなくとも、日程を分けて確認いただくということで対応していく。JR東海が区分地上権設定の際に実施した測量結果を使うことはできず、市の事業として改めて測量させていただくことになる。
- (55) 第一工区の測量完了予定はいつ頃か。
→ 地権者の皆様に御協力いただける状況次第となってしまう。2025(令和7)年度は後続工区を含めて実施していく。
- (56) 説明会のお知らせが投函されていた家が道路用地の対象ということか。
→ 説明会のお知らせについては、道路予定地とその周辺約30m圏内に土地をお持ちの方、お住まいの方にお配りしている。お持ちの土地が道路に当たるか否かは、正式には測量の実施により判断されるが、まずは図面を参考に御相談させていただきたい。
- (57) 説明会のお知らせに「代替地対策」とあるものの、資料には仕組みづくりとしか記載がない。地権者の気持ちを本当に考えているのか。
→ 自ら移転することが負担という声を受け、まずは不動産関係団体との連携を考えた。行政としてできることできないことはあるが、前例にとらわれない検討を行っていきたい。

(58) 2022(令和4)年6月に大西大通り線が突然発表されてから、多くの説明を求め、反対の署名を提出しているが全く立ち止まることなく、測量、住民説明会、道路区域決定など進めていることが怖くて仕方ない。市がまちづくりの計画を勝手に決めるのではなく、地権者に歩み寄り、事前相談や代替案について再検討してほしい。

→ 2016(平成28)年の広域交流拠点整備計画では、リニア駅函体の上部は緑地として、市道大西を拡幅するイメージを示していたが、駅前の土地活用や交通管理者との協議の中で、リニア駅上部に道路を配置することとし、国道16号より西側の線形の検討を行った。その検討に時間を要したことについては申し訳ないが、決定をしてお示しできたタイミングが2022(令和4)年6月の説明会であった。まちづくりのイメージについて、現段階で具体的にお示しできるものはないが、2023(令和5)年11月にリニア駅周辺まちづくりガイドラインを策定し、土地活用の誘導方針を示しており、今後検討をしていく。

(59) 道路ができた後に残る住宅地の騒音対策、信号や横断歩道の位置など安全性の説明をしてもらわないと納得ができない。

→ 騒音、安全対策など、皆様の御不安について、戸別訪問でお話を聞かせていただきたい。

(60) 市からの代替地の提供はないが、地権者への強制収用はできるということか。

→ 市として、強制的に立ち退きをいただくことは全く考えていない。現在は市として代替地となる一団の土地をもっているわけではないが、前例にとらわれない検討を行っていきたいと考えている。

(61) 今のままでいい住民にとってはまちづくりなんてどうでもいい。誰も造ってくれなんていってない。まちづくりにかこつけて、道路を先に造ろうとしている。まちづくりではなく道路造りである。これまで住んできたまちを捨てるというのか。

→ 地権者の皆様が長年お住まいの土地をお譲りいただくということについて、多大な負担をおかけすると受け止めており、御納得いただける移転先を探していくため、不動産情報をお届けできる仕組みを協議している。

(62) 2016(平成28)年に行った市道大西の測量結果はどうなったのか。何千万円もかけて調査したものがボツになったのか。

→ 橋本駅南口の土地区画整理事業地内のまちづくりにおける道路をどういった線形にしていくのがよいかという検討の材料として生かされている。

(63) 後続工区に当たっている第6雨水調整池はどうなるのか。橋を架けるのか、埋め戻すのか。また、予算計上は大西大通り線の整備費である174億円の中に入っているのか。

→ 雨水調整池は残す計画である。橋を架けるのではなく、道路の下は埋め、両端に擁壁を入れる予定である。整備費は、174億円の中に見込んでいます。

(64) 測量に協力した後は、どんなことがあっても反対できないと聞いている。測量に協力をしても反対できるという証拠の紙が欲しい。

→ 今回の説明資料の中でも記載しているとおり、測量及び補償調査への協力と、売買契約への合意は別の話であり、測量をしたから強引に契約に進むといったことはない。この資料は市のホームページにも掲載予定であり、責任をもって作成しているため、証拠替わりになる。

(65) 大西大通り線に当たる地権者は年配者が多く、どけというのは、死ねと言われていたのと同じくらい重いことである。広い土地を市で用意し、土地を交換するなど、具体的な代替地がないと協力できない。この意見に賛成か反対か、参加者に多数決で聞いてほしい。

→ 同様の御意見をいただいている。ライフサイクルの変化や様々な事情、思いがある中で、個々のニーズに合った提案をしていけるよう、まずは不動産関係団体と協力体制を築いていく。代替地の確保は約束できないが、前例にとらわれず様々な検討を行っていききたい。

参加の皆さんに賛否を伺うことは、個人の意見を表明することになってしまうことになるため控えたいが、説明会に参加した多くの人が同じ意見だと承知している。重く受け止め、検討していききたい。

(66) 住宅街の真ん中を工事すると、袋小路になって通り抜けができない場所が出てきてしまうのではないかと感じているが、迂回道路などの考えはあるのか。また、道路予定地外でも立ち退きが必要となる家が出てくるのか。

→ 既存道路と大西大通り線の接続の仕方、安全性について、交通管理者と協議しており、工事期間中にどのように迂回するかも今後検討していく。いずれにしても、生活に支障がないよう対応しながら工事を進めていく。

また、取得させていただく用地は、道路にかかる部分の用地が対象となるが、安全対策等を講じるために、一部土地をお借りするといったことはあり得る。具体的には現場の状況や交通管理者との協議等により、今後対応を検討していく。

以 上